水洗便所改造資金助成制度について

（水洗便所改造貸付金）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成額 | **・ 低所得世帯（同居家族全員について所得税が非課税の世帯）の場合**  お見積りをもとに市が認定した工事費から、水洗便所改造補助金※を差し 引いた額以内。  **・ それ以外の世帯の場合**  お見積りをもとに市が認定した工事費から、水洗便所改造補助金※を差し 引いた額の８０パーセント以内。  **※補助金は、供用開始から３年以内に接続された場合に交付されます。** |
| 資格要件 | ・ 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方。  ・ 自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難である方。  ・ 償還能力（独立した生計を営む程度の収入）を有する方。  ・ 償還能力のある、確実な連帯保証人がある方。 |
| 手続き等 | 借入申込書及び工事関係書類を下水道課へ提出してください。  **※実際は、茂原市排水設備指定工事店が代行します。** |
| 利率 | 無利子 |
| 償還期限 | ３６か月以内（低所得者世帯の場合は１００か月以内）  **※延滞金の計算方法は、市税と同じ。** |
| 注意事項 | 償還方法：貸付金をお振込みした翌月から、郵送される「納入通知書」により、毎月末に金融機関で納付してください。  注意事項：茂原市水洗便所改造資金助成条例に違反したときは、助成の決定が取り消され、補助金を返還していただくことがあります。 |

＜必要書類等＞

①連帯保証人の身分証明書（運転免許証等）の写し 〔うらおもて〕

②連帯保証人の所得証明書　〔最新のもの１枚：原本のみ〕　※市内在住の方は不要です。

③収入印紙　　※貸付額10万円以下：200円、10～50万円以下：400円、

50～100万円以下：1,000円

④申込人、連帯保証人それぞれの印鑑登録証明書（借用証書提出時）

＜問い合わせ＞　　茂原市都市建設部下水道課　電話番号：0475-23-3128

別記第１号様式（第３条）

水洗便所改造資金借入申込書

年　　月　　日

（宛先）茂原市長

申込人 住　所

氏　名

電話番号　　　 （ 　　　）

連帯保証人 住　所

氏　名

電話番号　　　 （　　　 ）

水洗便所改造資金を借り入れたいので、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 |  |
| 家屋の所有者 | 住所  氏名 |
| 家屋の使用者 | 住所  氏名 |
| 施工業者 | 指定工事店番号　第　　　　号  指定工事店名 |
| 工事見積額 | 円 |
| 借入希望金額 | 円 |
| 予定工事期間 | 年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日 |
| 備考 | なお、茂原市水洗便所改造資金助成条例第４条及び茂原市水洗便所改造資金助成条例施行規則第２条に定める内容について茂原市が公簿等で確認することに同意します。 |

第４号様式（第５条）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入  印紙 | 水洗便所改造資金借用証書 |

年　　月　　日

（宛先）茂原市長

借受人 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　 実印

電話番号　　　 （ 　　　）

連帯保証人 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　 実印

電話番号　　　 （　　　 ）

次のとおり水洗便所改造資金を借用します。つきましては、茂原市水洗便所改造資金助成条例及び同施行規則を遵守し、期限までに必ず返済します。また、連帯保証人は、借受人の一切の債務を極度額　　　　　　　円の範囲内で連帯して保証します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借入金額 |  |  |  |  |  |  |  | 円 | 貸付番号 | 第　　　　　 号 |
| 借用年月日 | 年 　　　月 　　　日 | | | | | | | | | |
| 貸付期間 | 年　　　月　　　日　 ～　　　　 　年　　　月　　　日 | | | | | | | | | |
| 償還方法 | か月均等払い  初回　　　　　　　　円　　次回より　　　　　　　　円　× 　　　回 | | | | | | | | | |
| 備考 |  | | | | | | | | | |
| 貸付条件 | １ 借入金の償還は、市長が発行する納入通知書により行うものとする。  ２ 借入金は、水洗便所改造工事以外の用途に使用してはならない。  ３ 借用証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。  ４ 貸付金の償還金について、納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第４０４条に規定する法定利率（閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。）による遅延損害金を納めなければならない。  ５ 水洗便所改造資金の借入金額を連帯保証人に対する極度額とする。  ６ 借受人及び連帯保証人の印は、実印とし、印鑑登録証明書を添付しなければならない。 | | | | | | | | | |

注１） 署名は必ず各自（借受人及び連帯保証人）でお願いします。

注２） 印鑑は、必ず各自のものを使用願います。

注３） 収入印紙貼付欄には、借入金額に応じた収入印紙を貼付し、借受人及び連帯保証人の割印を押印願います。